



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	建築住宅局建築指導部 建築安全課	1
告示	土壤汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	17
告示	指定納付受託者の指定	地域協働局企業連携推進課	18
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(舞多聞西風の丘クラブほか)	地域協働局地域活性課	19
告示	神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等	行財政局総務課	22
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(神出広谷1号線他)	建設局道路管理課	23
告示	道路法による道路の廃止(県営土地改良事業神出地区神出広谷工区)	建設局道路管理課	24
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 板宿大手方面第110号線)	建設局道路管理課	25
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 荻乃6号線)	建設局道路管理課	26
告示	公金事務の委託(ポートアイランド市民広場)	都市局内陸・臨海振興課	27
告示	港湾施設の供用開始および休止	港湾局経営課	28
公告	建築協定に加わる意思の表示及び建築協定書の縦覧(西神南(10)団地地区建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	29
公告	開発行為に関する工事の完了(垂水区山手3丁目ほか)	都市局都市計画課	30
農業委員会	神戸市農業委員会事務局長等専決規程の一部を改正する規程	農業委員会事務局農業委員会事務局	31
その他	令和7年度神戸市職員共済組合決算	行財政局厚生課神戸市職員共済組合	35

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月14日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第10号

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則（平成20年6月規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（防災計画の作成及びその内容の届出を要しない建築物） 第4条 条例第10条第1項第2号に規定する規則で定める建築物は、<u>次の各号のいずれかに該当するもの</u>とする。 <u>（1） 高さが31メートルを超える部分に居室又は居室の一部を有しない建築物</u>	（防災計画の作成及びその内容の届出を要しない建築物） 第4条 条例第10条第1項第2号に規定する規則で定める建築物は、<u>高さが31メートルを超える部分に居室又は居室の一部を有しない建築物</u>とする。

(2) 共同住宅（消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（5）項ロに規定する共同住宅に該当するものに限る。）の用途に供する建築物（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第129条の13の3第2項に規定する非常用エレベーターを設けるもの又は延べ面積が5,000平方メートルを超えるものを除く。）

（条例第20条第1項に規定する規則で定める基準）

第10条 条例第20条第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) [略]

(2) 第1号建築物にあつては、建築物の敷地又は構造が次のいずれかの基準に該当すること

ア [略]

イ 建築物が次のいずれかに該当するがけの上にあるもので、建築物の安全上支障がないものであること。

(ア) 令第142条第1項各号に定める構造の擁壁で覆われた

（条例第20条第1項に規定する規則で定める基準）

第10条 条例第20条第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) [略]

(2) 第1号建築物にあつては、建築物の敷地又は構造が次のいずれかの基準に該当すること

ア [略]

イ 建築物が次のいずれかに該当するがけの上にあるもので、建築物の安全上支障がないものであること。

(ア) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下

がけ

(イ)、(ウ) [略]

(許可申請等)

第11条の2 条例第22条第1項ただ

し書又は第2項ただし書の規定によ
る許可を申請しようとする者は、様
式第3号の2による許可申請書の正
本及び副本に、市長が指示する図書
又は書面を添えて、市長に提出しな
ければならない。

2 市長は、前項の許可申請書の提出

を受けた場合において、申請に係る
許可をしたときは様式第3号の3に
よる許可通知書により、申請に係る
許可をしないときは様式第3号の4
による許可しない旨の通知書によ
り、当該申請を行った者に通知する
ものとする。

(条例第33条第3項に規定する規則
で定める基準)

第11条の3 条例第33条第3項に規

定する規則で定める基準は、次の各
号のいずれかに該当するものとし
る。

(1) [略]

「令」という。) 第142条第

1項各号に定める構造の擁壁
で覆われたがけ

(イ)、(ウ) [略]

(条例第33条第3項に規定する規則
で定める基準)

第11条の2 条例第33条第3項に規

定する規則で定める基準は、次の各
号のいずれかに該当するものとし
る。

(1) [略]

(2) スプリンクラー設備又はパッケージ型自動消火設備（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成16年総務省令第92号）第2条に規定するものをいう。）を、消防法施行令第12条若しくはパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第13号）に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したもの

(3)、(4) [略]

（認定申請等）

第12条の2 条例第49条の5第1項

第7号の規定による認定を申請しようとする者は、様式第3号の5による認定申請書の正本及び副本に、市長が指示する図書又は書面を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第11条の2第2項の規定は、前項の認定申請書の提出を受けた場合について準用する。この場合において、同条第2項、様式第3号の3及

(2) スプリンクラー設備又はパッケージ型自動消火設備（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成16年総務省令第92号）第2条に規定するものをいう。）を、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第12条若しくはパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第13号）に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したもの

(3)、(4) [略]

<u>び様式第3号の4中「許可」とあるのは「認定」と読み替えるものとする。</u> （駐車施設又は特定駐車施設の届出） <u>第12条の3</u> 条例第49条の10に規定に基づく届出は、<u>様式第3号の6</u>による大規模駐車施設等設置（変更）届によらなければならない。 2 [略]	（駐車施設又は特定駐車施設の届出） <u>第12条の2</u> 条例第49条の10に規定に基づく届出は、<u>様式第3号の2</u>による大規模駐車施設等設置（変更）届によらなければならない。 2 [略]
--	---

様式第3号の2中「様式第3号の2（第12条の2関係）」を「様式第3号の2（第12条の3関係）」に改め、同様式を様式第3号の6とし、様式第3号の次に次の4様式を加える。

様式第3号の2（第11条の2関係）

許可申請書（建築物）

（第1面）

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例第 条第 項第 号の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

神戸市長 宛

年 月 日

申請者氏名

【1. 申請者】

【ア. 氏名のフリガナ】

【イ. 氏名】

【ウ. 郵便番号】

【エ. 住所】

【オ. 電話番号】

【2. 設計者】

【ア. 資格】（ ）建築士（ ）登録第 号

【イ. 氏名】

【ウ. 建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号

【エ. 郵便番号】

【オ. 所在地】

【カ. 電話番号】

										局	署
※受付欄			※消防関係同意欄			※決裁欄			※許可番号欄		消収第 号
年 月 日									年 月 日		
第 号									第 号		
係員氏名									係員氏名		
※公告欄			※公開による意見の聴取の期日欄			※建築審査会同意欄			※都道府県都市計画審議会 又は市町村都市計画審議会		
年 月 日			年 月 日			年 月 日					
第 号			第 号			第 号					
係員氏名			係員印			係員氏名					
※処理欄	部長	課長	係長	係	※条件						

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 防火地域】 ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 指定なし

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】

【5. 道路】

【ア. 幅員】

【イ. 敷地と接している部分の長さ】

【6. 敷地面積】

【ア. 敷地面積】 (1) () () () () ()

(2) () () () () ()

【イ. 用途地域等】 () () () () () ()

【ウ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

() () () () () ()

【エ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

() () () () () ()

【オ. 敷地面積の合計】 (1)

(2)

【カ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【キ. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【ク. 備考】

【7. 主要用途】 (区分)

【8. 工事種別】

☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替 ☐ その他

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【ア. 建築物全体】 () () () ()

【イ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】

() () () ()

【ウ. 建蔽率】

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【ア. 建築物全体】 () () () ()

【イ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】

() () () ()

【ウ. エレベーターの昇降路の部分】

() () () ()

【エ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】

() () () ()

【オ. 認定機械室等の部分】 () () () ()

【カ. 自動車車庫等の部分】 () () () ()

【キ. 備蓄倉庫の部分】 () () () ()

【ク. 蓄電池の設置部分】 () () () ()

【ケ. 自家発電設備の設置部分】

() () () ()

【コ. 貯水槽の設置部分】 () () () ()

【サ. 宅配ボックスの設置部分】 () () () ()

【シ. その他の不算入部分】 () () () ()

【ス. 住宅の部分】 () () () ()

【セ. 老人ホーム等の部分】 () () () ()

【ソ. 延べ面積】

【タ. 容積率】

【11. 建築物の数】

【ア. 申請に係る建築物の数】

【イ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【12. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【13. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 工事種別等】 ☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更
☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替 ☐既設

【3. 構造】 造 一部 造

【4. 高さ】

【ア. 最高の高さ】

【イ. 最高の軒の高さ】

【5. 階別用途別床面積】

【ア. 階別用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()

【イ. 用途別】

(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

様式第3号の3（第11条の2関係）

許可通知書

第 年 月 日 号

申請者 様

神戸市長

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所又は築造場所
3. 建築物若しくは工作物又はその部分の概要

上記による許可申請書及び添付図書に記載の計画について、神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例第 条第 項第 号の規定に基づき、下記の条件等を付して許可しましたので通知します。

記

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

様式第3号の4（第11条の2関係）

許可しない旨の通知書

第 年 月 日

申請者 様

神戸市長

別添の許可申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例第 条第 項第 号による許可をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

[理由]

様式第3号の5（第12条の2関係）

認定申請書

（第1面）

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例第 条第 項第 号の規定による認定を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

神戸市長 宛

年 月 日

申請者氏名

【1. 申請者】

【ア. 氏名のフリガナ】

【イ. 氏名】

【ウ. 郵便番号】

【エ. 住所】

【オ. 電話番号】

【2. 設計者】

【ア. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【イ. 氏名】

【ウ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【エ. 郵便番号】

【オ. 所在地】

【カ. 電話番号】

※受付欄		※決裁欄			※認定番号欄
年	月	日	部長	課長	係長
係					年
第	号				第
係員氏名					係員氏名

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 防火地域】 ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 指定なし

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】

【5. 道路】

【ア. 幅員】

【イ. 敷地と接している部分の長さ】

【6. 敷地面積】

【ア. 敷地面積】 (1) () () () () ()

(2) () () () () ()

【イ. 用途地域等】 () () () () ()

【ウ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

() () () () ()

【エ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

() () () () ()

【オ. 敷地面積の合計】 (1)

(2)

【カ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【キ. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【ク. 備考】

【7. 主要用途】 (区分)

【8. 工事種別】

☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【ア. 建築物全体】 () () () ()

【イ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】

() () () ()

【ウ. 建蔽率】

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【ア. 建築物全体】 () () () ()

【イ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】

() () () ()

【ウ. エレベーターの昇降路の部分】

() () () ()

【エ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】

() () () ()

【オ. 認定機械室等の部分】 () () () ()

【カ. 自動車車庫等の部分】 () () () ()

【キ. 備蓄倉庫の部分】 () () () ()

【ク. 蓄電池の設置部分】 () () () ()

【ケ. 自家発電設備の設置部分】

() () () ()

【コ. 貯水槽の設置部分】 () () () ()

【サ. 宅配ボックスの設置部分】

() () () ()

【シ. その他の不算入部分】 () () () ()

【ス. 住宅の部分】 () () () ()

【セ. 老人ホーム等の部分】 () () () ()

【ソ. 延べ面積】

【タ.容積率】

【11.建築物の数】

【ア.申請に係る建築物の数】

【イ.同一敷地内の他の建築物の数】

【12.工事着手予定年月日】 年 月 日

【13.工事完了予定年月日】 年 月 日

【14.その他必要な事項】

【15.備考】

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 工事種別等】 ☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更
☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替 ☐既設

【3. 構造】 造 一部 造

【4. 高さ】

【ア. 最高の高さ】

【イ. 最高の軒の高さ】

【5. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【ア.】	()	()	()	()	()
【イ.】	()	()	()	()	()
【ウ.】	()	()	()	()	()
【エ.】	()	()	()	()	()
【オ.】	()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。

神戸市告示第207号

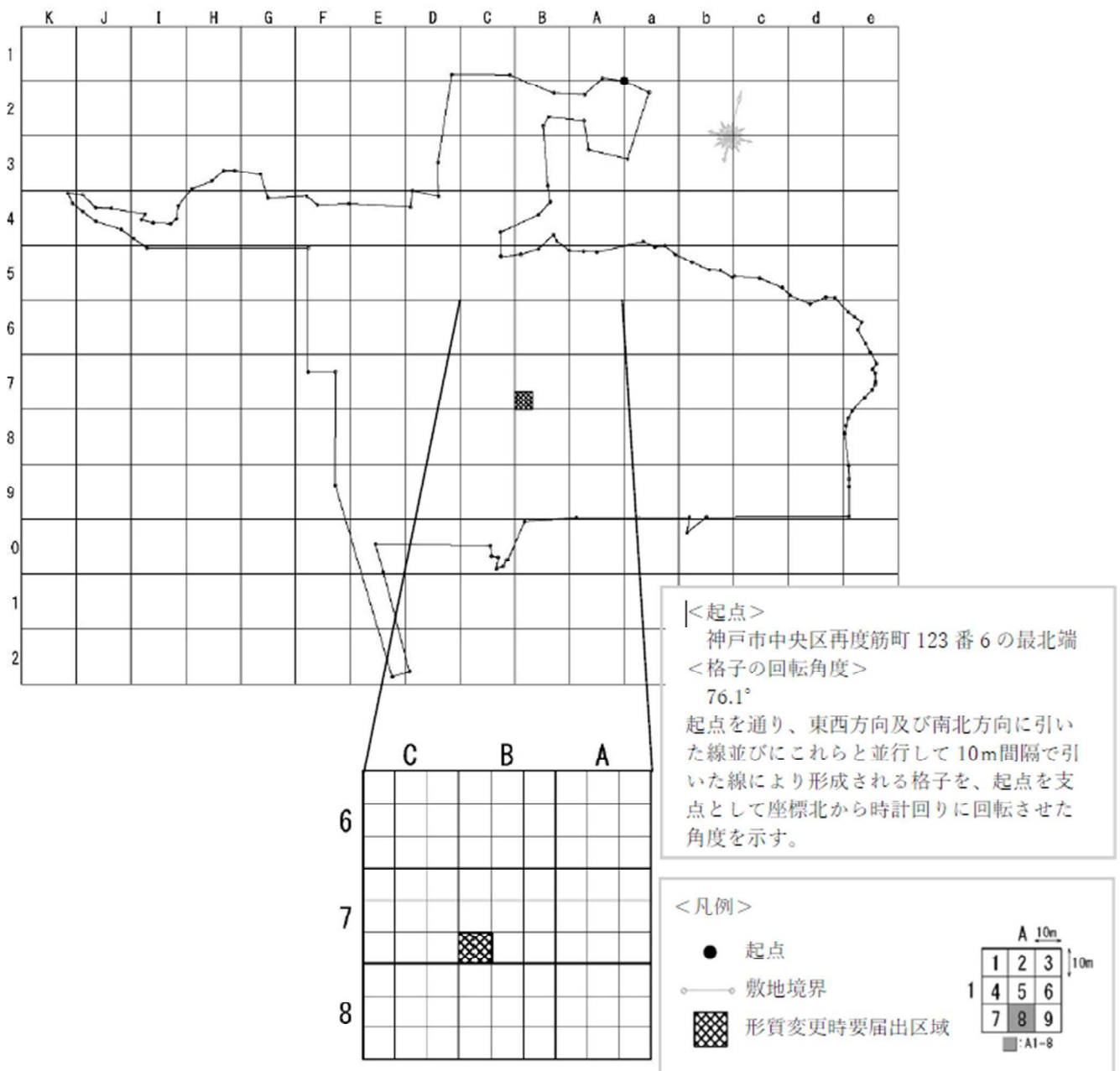
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和8年7月3日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
兵庫区楠谷町39番の一部
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物

別図



神戸市告示第213号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月14日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
東京都品川区大崎1丁目11番2号
アソビュー株式会社
- 2 指定納付受託者に納入させる歳入等
ふるさと納税寄附金（アソビュー！ふるさと納税）
- 3 指定納付受託者による納付の委託を開始する日
令和8年7月14日

神戸市告示第214号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、舞多聞西 風の丘クラブ、道場自治会、藤原台北町自治会、多井畑東町自治会、自彊自治会、君影町四・五丁目自治会、錦ヶ丘自治会、塩屋町南谷北側自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月14日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	舞多聞西 風の丘クラブ	道場自治会	藤原台北町自治会
主たる事務所	神戸市垂水区舞多聞西1丁目3番9号	神戸市北区道場町道場82番地の5	神戸市北区藤原台北町2丁目8番1号
代表者の氏名	木下 義規	藤原 裕二	秦野 順子
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞西1丁目3番9号	神戸市北区道場町道場84番地	神戸市北区藤原台北町1丁目5番8号

名称	多井畑東町自治会	自彊自治会	君影町四・五丁目自治会
主たる事務所	神戸市須磨区多井畑東町31番地の1	神戸市北区道場町塩田2780番地の8	神戸市北区君影町5丁目15番9号
代表者の氏名	桃谷 隆夫	南本 敬太郎	上山 隼人
代表者の住所	神戸市須磨区多井畑東町13番地の11	神戸市北区道場町塩田2856番地の1-203	神戸市北区君影町5丁目4番3号

名称	錦ヶ丘自治会	塩屋町南谷北側自治会
主たる事務所	神戸市西区玉津町新方14番地の29	神戸市垂水区塩屋町字南谷877番地の21
代表者の氏名	野口 悟	デイビス アンソニー
代表者の住所	神戸市西区玉津町新方14番地の29	神戸市垂水区塩屋町字南谷877番地の21

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 舞多聞西 風の丘クラブ

令和7年4月19日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区舞多聞西1丁目14番7号	神戸市垂水区舞多聞西1丁目3番3号
代表者の氏名	梶谷 正幸	重永 倫希
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞西1丁目14番7号	神戸市垂水区舞多聞西1丁目3番3号

令和8年4月18日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区舞多聞西1丁目3番3号	神戸市垂水区舞多聞西1丁目3番9号
代表者の氏名	重永 倫希	木下 義規
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞西1丁目3番3号	神戸市垂水区舞多聞西1丁目3番9号

(2) 道場自治会

令和8年4月19日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	大北 龍司	藤原 裕二
代表者の住所	神戸市北区道場町塩田1961番地の6	神戸市北区道場町道場84番地

(3) 藤原台北町自治会

令和5年5月7日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	梶井 陽一郎	川野 勝彦
代表者の住所	神戸市北区藤原台北町3丁目16番13号	神戸市北区藤原台北町6丁目8番9号

令和8年4月26日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	川野 勝彦	秦野 順子
代表者の住所	神戸市北区藤原台北町6丁目8番9号	神戸市北区藤原台北町1丁目5番8号

(4) 多井畑東町自治会

令和8年5月24日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	富田 哲	桃谷 隆夫
代表者の住所	神戸市須磨区多井畑東町25番地の17	神戸市須磨区多井畑東町13番地の11

(5) 自彊自治会

令和8年4月12日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	中田 進	南本 敬太郎
代表者の住所	神戸市北区道場町塩田2731番地	神戸市北区道場町塩田2856番地の1-203

(6) 君影町四・五丁目自治会

令和8年4月19日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	舟橋 由美	上山 隼人
代表者の住所	神戸市北区君影町5丁目11番5号	神戸市北区君影町5丁目4番3号

(7) 錦ヶ丘自治会

令和8年4月5日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区玉津町新方14番地の19	神戸市西区玉津町新方14番地の29
代表者の氏名	宮城 直広	野口 悟
代表者の住所	神戸市西区玉津町新方14番地の19	神戸市西区玉津町新方14番地の29

(8) 塩屋町南谷北側自治会

令和8年4月13日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区塩屋町字南谷876番地の68	神戸市垂水区塩屋町字南谷877番地の21
代表者の氏名	西村 廣司	デイビス アンソニー
代表者の住所	神戸市垂水区塩屋町字南谷876番地の68	神戸市垂水区塩屋町字南谷877番地の21

神戸市告示第215号

神戸市公印規則（昭和 52 年 3 月規則第 111 号）第 8 条第 1 項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 14 日

神戸市長 久 元 喜 造

文 書 名	使 用 公 印			印影等の 寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書 体	
後期高齢者医療保険料納入額 変更決定通知書	市長の印	2	隸書	方20

神戸市告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和8年7月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年7月28日まで一般の縦覧に供する。

令和8年7月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	神出広谷1号線	神戸市西区神出町廣谷字城谷 669番3地先から 神戸市西区神出町廣谷字城谷 753番地先まで	613.00	最大 6.00 最小 4.00
市道	神出広谷2号線	神戸市西区神出町廣谷字城谷 730番地先から 神戸市西区神出町廣谷字境谷 912番地先まで	1,056.00	最大 6.50 最小 4.00
市道	神出広谷7号線	神戸市西区神出町廣谷字城谷 860番地先から 神戸市西区神出町廣谷字川端 1013番地先まで	516.00	最大 6.00 最小 4.00

神戸市告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定により、市道路線を次のように廃止する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和8年7月14日

神戸市長 久 元 喜 造

廃止する市道路線

県営ほ場整備事業神出地区のうち神出第6-1工区の従前の市道路線。ただし、神出村第41号線、神出村第48号線を除く。

神戸市告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年7月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年7月28日まで一般の縦覧に供する。

令和8年7月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	板宿大手方面第110号線	神戸市須磨区大手町6丁目 35番5地先から	新	21.90	最大 4.60 最小 4.20
		神戸市須磨区大手町6丁目 35番5地先まで	旧	21.90	最大 3.00 最小 2.60

神戸市告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年7月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年7月28日まで一般の縦覧に供する。

令和8年7月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	萩乃6号線	神戸市長田区萩乃町2丁目 40番5地先から	新	38.40	最大 4.50 最小 4.40
		神戸市長田区萩乃町2丁目 40番1地先まで	旧	38.40	最大 3.00 最小 2.90

神戸市告示第220号

ポートアイランド市民広場条例（以下「条例」という。）の規定に基づく使用料等の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年7月14日

神戸市長 久 元 喜 造

1 業務名

条例の規定に基づく使用料等の徴収業務

2 指定公金事務取扱者

(1) 名 称 株式会社神戸ポートピアホテル
代表取締役 中内 仁

(2) 事務所の所在地 神戸市中央区港島中町6丁目10番地の1

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年4月1日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年4月1日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
使用料

7 連絡先

(1) 担当 神戸市都市局内陸・臨海振興課

(2) 電話 078（595）6780

神戸市告示第221号

次の港湾施設について、令和8年7月1日から、その供用を開始する。

また、同港湾施設は、港湾法（昭和25年法律218号）第55条第4項の規定により、貸付けを行うため、同日令和8年7月1日で供用を休止する。

令和8年7月14日

神戸市長 久 元 喜 造

供用を開始及び休止する港湾施設

ふ頭用地

名 称	位 置	規 模
ポートアイランドM区画	神戸市中央区港島9丁目 12番	17,859.06 m ²

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により西神南（10）団地地区建築協定に加わる意思の表示があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

当該意思の表示に係る建築協定に係る建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和8年7月6日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 7 月 14 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区山手 3 丁目 18 番 3、18 番 43、18 番 60、18 番 92、18 番 95、18 番 111、18 番 114、18 番 115、18 番 116、18 番 50 の一部、18 番 87 の一部、18 番 65 の一部、18 番 4 の一部、18 番 63 の一部の内 1 工区

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区今橋 2 丁目 5 番 8 号 7 階

株式会社大岡産業

代表取締役 岡田 達也

許可番号

令和 7 年 5 月 28 日 第 8245 号

（変更許可 令和 7 年 6 月 4 日 第 2223 号

変更許可 令和 8 年 6 月 29 日 第 2296 号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区名谷町字賀市 3469 番 3、3469 番 4、3470 番 1、3470 番 2、3470 番 3、3470 番 4 の一部、3470 番 6、3469 番 4 地先水路の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市兵庫区三川口町 1 丁目 3 番 15 号 カワキタプラザ 506 号

河北 京子

許可番号

令和 7 年 11 月 19 日 第 8271 号

（変更許可 令和 8 年 5 月 25 日 第 2290 号）

神戸市農業委員会事務局長等専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年7月1日

神戸市農業委員会会長 前 中 悠 一

神戸市農業委員会規程第1号

神戸市農業委員会事務局長等専決規程の一部を改正する規程

神戸市農業委員会事務局長等専決規程（平成18年9月農委規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（事務局長の専決事項） 第2条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 農地法(昭和27年法律第229号)第<u>4条第1項第7号</u>及び同法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用及び同法第43条第1項に規定する農作物栽培高度化施設に関する特例に係る届出の受理(紛争がある等により特に慎重に審議する必要がある場合を除く。)に関すること。 (3)、(4) [略] (5) 次に掲げる通知の受理等に関する	（事務局長の専決事項） 第2条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 農地法(昭和27年法律第229号)第<u>4条第1項第8号</u>及び同法第5条第1項第7号の規定による農地等の転用及び同法第43条第1項に規定する農作物栽培高度化施設に関する特例に係る届出の受理(紛争がある等により特に慎重に審議する必要がある場合を除く。)に関すること。 (3)、(4) [略] (5) 次に掲げる通知の受理等に関する

ること。 ア～ウ [略] エ 新規<u>農地台帳</u>登載申請の処理 (6)～(11) [略] 2 [略] (課長の専決事項) 第3条 <u>神戸市農業委員会運営規程第19条第2項の規定に基づき、課長を置く場合における課長の専決事項は、次のとおりとする。</u> (1)～(10) [略] <u>2 前項各号に定める事項は、課長を置かない場合にあっては、事務局長の専決事項とする。</u>	ること。 ア～ウ [略] エ 新規<u>農地基本台帳</u>登載申請の処理 (6)～(11) [略] 2 [略] (課長の専決事項) 第3条 課長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)～(10) [略]
--	--

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					
別表					
決裁区分		会長	事務局長	課長	備考
決裁事項					
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
公務災害 (非常勤職員)	認定	[略]	[略]	[略]	[略]
	補償	—	—	全職員	

改正前					
別表					
決裁区分		会長	事務局長	課長	備考
決裁事項					
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
公務災害 (非常勤職員)	認定	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

令和8年7月14日 神戸市公報第3971号

神戸市職員共済組合公告第 692 号

神戸市職員共済組合定款第 5 条及び第 38 条の規定に基づき、令和 7 年度決算を次のとおり公告します。

令和 8 年 7 月 14 日

神戸市職員共済組合

理事長 今 西 正 男

短期経理 貸借対照表

令和8年3月31日現在

借 方			金 額	貸 方			金 額
	円	円	円		円	円	円
流 動 資 産			4,674,765,295	流 動 負 債			94,194,564
普 通 預 金		4,571,668,326		未 払 金		13,497,441	
未 収 金		19,006,969		預 り 金		2,568,239	
支 払 基 金 委 託 金		84,090,000		前 受 収 益		76,462,852	
固 定 資 産			100,000	仮 受 金		1,666,032	
加 入 金		100,000		固 定 負 債			1,185,756,117
				支 払 準 備 金		1,185,756,117	
				負 債 合 計			1,279,950,681
				剰 余 金			3,394,914,614
				利 益 剰 余 金		3,394,914,614	
				欠 損 金 補 て ん 積 立 金	693,976,927		
				短 期 積 立 金	2,390,715,283		
				介 護 積 立 金	310,222,404		
				資 本 合 計			3,394,914,614
資 産 合 計			4,674,865,295	負 債 ・ 資 本 合 計			4,674,865,295

短期経理
損益計算書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
経 常 費 用	円	円	経 常 収 益	円	円
		14,968,239,267			15,991,102,987
事 業 費 用		14,968,239,267	事 業 収 益	14,964,792,104	
保 健 給 付	6,768,264,398		短 期 負 担 金	6,749,292,502	
休 業 給 付	1,056,838,809		介 護 負 担 金	682,820,886	
災 害 給 付	1,590,000		短 期 掛 金	6,657,867,844	
附 加 給 付	60,748,065		介 護 掛 金	682,782,382	
前期高齢者納付金	1,974,355,967		短期任意継続掛金	158,307,511	
後期高齢者支援金	2,818,674,600		介護任意継続掛金	8,967,428	
病床転換支援金	1,035		出産育児交付金	7,065,672	
介護納付金	1,252,627,387		雑 収 入	17,687,879	
一部負担金払戻金	106,492,000		補 助 金 等 収 入	1,026,307,611	
連 合 会 払 込 金	168,423,221		高 額 医 療 交 付 金	133,770,000	
連 合 会 拠 出 金	760,223,785		災 害 給 付 交 付 金	1,590,000	
繰 入 金		30,420,000	育 児 休 業 等 給 付 交 付 金	877,806,579	
業務経理へ繰入		30,420,000	調 整 負 担 金	13,141,032	
次年度繰越支払準備金		1,185,756,117	事 業 外 収 益		3,272
次年度繰越支払準備金		1,185,756,117	短期利息及び短期配当金	3,272	
特 別 損 失		266,361	前年度繰越支払準備金		1,166,153,337
前期損益修正損		266,361	前年度繰越支払準備金		1,166,153,337
当 期 利 益 金		972,574,579	特 別 利 益		0
当期短期利益金		850,631,270	前 期 損 益 修 正 益		0
当期介護利益金		121,943,309			
合 計		17,157,256,324	合 計		17,157,256,324

厚生年金保険経理
貸借対照表

令和8年3月31日現在

借 方			金 額	貸 方			金 額
	円	円	円		円	円	円
流動資産			1,762,004,813	流動負債			1,762,004,813
普通預金		1,753,203,207		未払金		1,761,989,468	
未収金		8,801,606		預り金		15,345	
資産合計			1,762,004,813	負債合計			1,762,004,813

厚生年金保険経理
損益計算書

自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日

損 失			金 額	利 益			金 額
	円	円	円		円	円	円
経常費用			26,582,729,191	経常収益			26,582,729,191
事業費用		26,582,729,191		事業収益		26,582,729,191	
負担金払込金	16,194,382,023			負担金	16,194,382,023		
組合員保険料払込金	10,388,347,168			組合員保険料	10,388,347,168		
合 計			26,582,729,191	合 計			26,582,729,191

退職等年金経理
貸借対照表

令和8年3月31日現在

借 方			金 額	貸 方			金 額
	円	円	円		円	円	円
流動資産			117,351,223	流動負債			117,351,223
普通預金		116,770,880		未払金		117,351,223	
未収金		580,343					
資産合計			117,351,223	負債合計			117,351,223

退職等年金経理
損益計算書

自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日

損 失			金 額	利 益			
	円	円	円		円	円	円
経 常 費 用			1,704,862,372	経 常 収 益			1,704,862,372
事 業 費 用		1,704,862,372		事 業 収 益		1,704,862,372	
負 担 金 払 込 金	852,419,500			負 担 金	852,419,500		
掛 金 払 込 金	852,442,872			掛 金	852,442,872		
合 計			1,704,862,372	合 計			1,704,862,372

経過の長期経理
貸借対照表

令和8年3月31日

借 方			金 額	貸 方			金 額
	円	円	円		円	円	円
流 動 資 産			759,405	流 動 負 債			759,405
普 通 預 金		756,560		未 払 金		759,405	
未 収 金		2,845					
資 産 合 計			759,405	負 債 合 計			759,405

経過の長期経理
損益計算書

自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日

損 失			金 額	利 益			
	円	円	円		円	円	円
経 常 費 用			136,269,670	経 常 収 益			136,269,670
事 業 費 用		136,269,670		事 業 収 益		136,269,670	
負 担 金 払 込 金	136,269,670			負 担 金	136,269,670		
合 計			136,269,670	合 計			136,269,670

業 務 経 理
貸 借 対 照 表

令和8年3月31日現在

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流 動 資 産		378,144,898	流 動 負 債		57,753,221
普 通 預 金		378,144,898	未 払 金	24,525,791	
			預 り 金	33,227,430	
固 定 資 産		2,173,847	固 定 負 債		10,614,946
有 形 固 定 資 産		2,173,847	引 当 金	10,614,946	
器 具 及 び 備 品	2,173,847		退 職 給 与 引 当 金	10,614,946	
			負 債 合 計		68,368,167
			剰 余 金		311,950,578
			利 益 剰 余 金	311,950,578	
			積 立 金	311,950,578	
			資 本 合 計		311,950,578
資 産 合 計		380,318,745	負 債 ・ 資 本 合 計		380,318,745

(注) 有形固定資産の減価償却累計額は、3,921,266円である。

業 務 経 理
損 益 計 算 書

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和8年3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
円	円	円	円	円	円
経 常 費 用		269,200,860	経 常 収 益		235,287,953
事 業 費 用	269,200,860		事 業 収 益	164,337,806	
役 員 報 酬	26,000		経常収益負担金	164,257,000	
職 員 給 与	47,053,950		雑 収 入	80,806	
厚 生 費	201,033		補 助 金 等 収 入	70,950,147	
旅 費	419,190		補 助 金	0	
事 務 費	23,833,584		連 合 会 交 付 金	70,950,147	
委 託 費	69,186,188		繰 入 金		30,420,000
被 服 費	0		短期経理より繰入	30,420,000	
修 繕 費	99,000		特 別 利 益		0
賃 借 料	10,667,270		前期損益修正益	0	
普 及 費	0		当 期 損 失 金		3,492,907
諸 謝 金	286,000		当 期 損 失 金	3,492,907	
負 担 金	10,569,546				
連 合 会 分 担 金	14,445,248				
事務費負担金払込金	92,136,000				
減 価 償 却 費	277,851				
特 別 損 失		0			
前期損益修正損		0			
固定資産除却損		0			
合 計		269,200,860	合 計		269,200,860

保 健 経 理
貸 借 対 照 表

令和8年3月31日現在

借 方			金 額	貸 方			金 額
	円	円	円		円	円	円
流 動 資 産			883,015,513	流 動 負 債			39,671,320
普 通 預 金		830,056,834		未 払 金		39,287,320	
立 替 金		14,899		前 受 金		100,000	
未 収 金		52,943,780		預 り 金		284,000	
固 定 資 産			36,520,000	負 債 合 計			39,671,320
有 形 固 定 資 産		36,520,000		剰 余 金			879,864,193
土 地	36,520,000			資 本 剰 余 金		36,520,000	
				別 途 積 立 金	36,520,000		
				利 益 剰 余 金		843,344,193	
				欠損金補てん積立金	1,826,000		
				積 立 金	841,518,193		
				資 本 合 計			879,864,193
資 産 合 計			919,535,513	負 債 ・ 資 本 合 計			919,535,513

保 健 経 理
損 益 計 算 書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

損 失		金 額	利 益		金 額
経 常 費 用	円	円	経 常 収 益	円	円
		440,104,040			464,274,801
事 業 費 用		440,104,040	事 業 収 益	462,773,194	
厚 生 費	381,888,346		負 担 金	244,336,808	
特 定 健 康 診 査 等 費	36,921,180		掛 金	196,812,772	
事 務 費	0		雑 収 入	21,623,614	
委 託 費	13,890,485		事 業 外 収 益	1,501,607	
委 託 管 理 費	249,400		利 息 及 び 配 当 金	1,501,607	
光 熱 水 料	9,240		特 別 利 益		47,466
賃 借 料	1,661,640		前 期 損 益 修 正 益	47,466	
保 険 料	0				
普 及 費	1,610,840				
負 担 金	414,100				
連 合 会 分 担 金	3,458,809				
雑 費	0				
特 別 損 失		7,510			
前 期 損 益 修 正 損		7,510			
当 期 利 益 金		24,210,717			
当 期 利 益 金		24,210,717			
合 計		464,322,267	合 計		464,322,267

貸 付 経 理
貸 借 対 照 表

令和8年3月31日現在

借 方			金 額	貸 方			金 額
	円	円	円		円	円	円
流 動 資 産			308,090,322	流 動 負 債			28,117
普 通 預 金		307,966,931		預 り 金		28,117	
未 収 収 益		123,391		負 債 合 計			28,117
固 定 資 産			130,121,587	剰 余 金			438,183,792
投資その他の資産		130,121,587		利 益 剰 余 金		438,183,792	
組 合 員 貸 付 金	130,121,587			欠損金補てん積立金	6,506,079		
				積 立 金	431,677,713		
				資 本 合 計			438,183,792
資 産 合 計			438,211,909	負 債 ・ 資 本 合 計			438,211,909

貸 付 経 理
損 益 計 算 書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

損 失			金 額	利 益			金 額
	円	円	円		円	円	円
経 常 費 用			0	経 常 収 益			1,761,393
当 期 利 益 金			1,761,393	事 業 収 益		1,718,393	
当期利益金		1,761,393		組 合 員 貸 付 金 利 息	1,718,393		
				補 助 金 等 収 入		43,000	
				連 合 会 交 付 金	43,000		
合 計			1,761,393	合 計			1,761,393